

## 第 7 4 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 3 0 年 8 月 2 4 日 ( 金 )

午前 9 : 3 0 ~

宇 都 宮 市 役 所 1 4 A 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

藤原紀沙委員， 武井貴志委員  
相良利和委員， 蟹江教子委員  
大森宣暁委員， 里村佳行委員  
森岡正行委員

( 7 名 )

2 号 委 員

内藤良弘委員， 工藤稔行委員  
駒場昭夫委員， 舟本肇委員

( 4 名 )

3 号 委 員

小林一成委員， 中島堯男委員  
阿部英之委員

( 3 名 )

( 計 1 4 名 )

欠席委員

菊池昭吾委員

常任幹事

塚田浩幹事 ( 都市整備部長 )  
高橋功幹事 ( 都市整備部次長 )  
神谷良範幹事 ( 地域政策室長 )  
早川光夫幹事 ( 環境政策課長 )  
岡田剛博幹事 ( 農業企画課長 )  
鈴木智幹事 ( 技術監理課長 )  
高橋裕司幹事 ( 都市計画課長 )

( 7 名 )

臨時幹事

平手義章幹事 ( 都市整備部参事 )  
若狭康伴幹事 ( 都市整備部副参事 )  
田崎修司幹事 ( 市街地整備課長 )

( 3 名 )

事務局

石川弘書記， 神山浩幸書記  
上田英夫書記

( 3 名 )

<p>石川書記 (資料確認)</p>	<p>本日は、お忙しい中御出席頂きまして、誠にありがとうございます。  それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させて頂きます。  資料としては、事前にお送りしております、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第74回宇都宮市都市計画審議会 次第</li> <li>・議案第1号 立地適正化計画について</li> </ul> <p>また、本日机上に配布させて頂きました、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりに関する地区別説明会について</li> <li>・(仮称)大谷スマートIC整備に係る都市計画手続き等について</li> </ul> <p>資料は以上となっております。  不足しているものがありましたら、お知らせください。  よろしいでしょうか。  続きまして、本日の審議にあたり臨時幹事といたしまして、都市整備部参事、副参事、市街地整備課長が出席しております。</p>
<p>1. 開会</p>	<p>それでは、只今から「第74回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。  ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。  よろしくお願いいたします。</p>
<p>2. 挨拶 大森会長</p>	<p>それでは、只今より、第74回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。本日の議題としまして、これまで議論してきました立地適正化計画の改定案について、パブリックコメントの結果を踏まえ、本日承認頂くこととなりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>(会議の成立)</p>	<p>それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。</p>
<p>神山書記 (会議の公開)</p>	<p>本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を御報告いたします。</p>

大森会長	続きますして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
(傍聴者確認)	
大森会長	続きますして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。
神山書記	本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者はおりませんが、記者の方が1名おります。
大森会長	記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。
(議事録署名委員の指名)	
	続きますして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、相良利和委員と森岡正行委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。
3. 議事	
大森会長	それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。 本日の議案は1件となります。 議案第1号「立地適正化計画について」は、平成29年7月14日付、宮都第250号にて市長から諮問があり、平成29年7月21日の第69回都市計画審議会に付議され、継続審議となっているもので、本日をもちまして答申する予定となっております。
(議案第1号)	
	それでは事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。
市街地整備課長	議案第1号「立地適正化計画について」御説明させていただきます。 資料1「『立地適正化計画』(改定素案)に関するパブリックコメントについて」御説明させていただきたいと思いますが、その前にまず、今回のパブリックコメントの意見募集範囲について、お手元に配布しております立地適正化計画の本編を御

覧ください。

該当箇所に付箋を付けさせて頂いておりますが、72ページから83ページにかけての「第3章 居住誘導に関する事項」及び86ページ「第4章1-(2)-(2) 居住誘導に関する評価」について、意見を募集したところであり、これは本年5月22日に行われた本審議会です承頂きました内容でございます。

また、併せて概要版についても意見を募集したところでもあります。

それでは、改めて資料1を御覧ください。

「1.パブリックコメント実施状況」につきまして、意見の募集期間として平成30年7月2日から7月31日まで、応募者数・意見数につきましては、応募者2名、件数につきましては、2件でございました。

「2.意見の処理状況」につきましては、区分Eのその他、要望・意見等が2件とさせて頂きました。意見番号1から2まで順に概要を説明させて頂きます。

まず、意見番号1であります、意見の概要の1行目からとなりますが「『ネットワーク型コンパクトシティ』の基本方針である拠点配置について、横川地区の地域拠点の選定が地域住民の声を十分に反映した配置となっていないのではないか。」続きまして、中段の11行目あたりからとなりますが、「地域拠点から離れた砂田町では、自治会の機能やコミュニティの崩壊、伝統文化の伝承が困難となることや、道路や上水道などのインフラ整備されている周縁部の住民が地域拠点に移住することは困難であると考えている。」続きまして、同じく中段の17行目あたりからとなりますが、「また、新4号国道と外環状線に接し、インターパーク地区の産業流通拠点に隣接しているが、インターパーク内の人口増加と発展に反し、限界集落化していくことが予想される。」そして、下段の24行目あたりからとなりますが、「そのため、市街化調整区域においては、継続的な自治会運営とコミュニティの維持、または、人口減少・超高齢化社会にも対応できるよう、農村地域においても地区計画制度が有効に図られるよう柔軟かつ的確に対応すべきと考えており、なおかつ地元住民の声が反映された、市民協働のまちづくりを推進・実施することを要望する。」との意見を頂きました。

これに対しまして、市といたしまして、意見に対する市の考え方の1行目からとなりますが、人口減少、少子・超高齢

社会にあっても持続的に発展できるよう、まちづくりの基本的な考え方を示す『ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン』を平成27年に策定し、本市の成り立ちや都市構造などを踏まえ、旧町村の単位を基本に市内、市街化区域7カ所、調整区域7カ所の計14カ所に地域拠点を設置したところであり、続きまして、上段の8行目あたりからとなりますが、『ネットワーク型コンパクトシティ』の具体化に向け、調整区域においては平成30年3月に『市街化調整区域の整備及び保全の方針』を改定し、横川地区を含む市街化調整区域に地域拠点の区域を定めるとともに、地域拠点の利便性向上やその利便性を地域内交通により地域内のどこからでも共有できる環境形成に取り組むなど、将来にわたって住み慣れた場所で安心して暮らし続けることのできる地域を目指していくとしたところであり、続きまして、下段の20行目あたりからとなりますが、この方針で示す土地利用を実現するため、既存集落のコミュニティ維持につながる分家住宅等の開発許可基準を維持しつつ、地域拠点へのスーパー等の立地誘導に向けた開発許可基準の創設や、地域拠点や小学校を中心としたコミュニティ維持・形成に向け、計画的に居住地形成の図れる地区計画制度の運用見直しを行い、平成30年4月から運用を開始したところであり、今後も地区別市民説明会等を通して市民の皆様への御意見を伺いながら、都市計画制度の運用を図るなど市民協働によるまちづくりに取り組んでいく考えでございます。

なお、意見の処理状況についてでございますが、立地適正化計画は市街化区域における土地利用について記載をしているものであり、この意見は市街化調整区域に関するものでありますことから、区分Eのその他、要望・意見等とさせていただきます。

続きまして、意見番号2でございますが「居住誘導区域への誘導策については、戸建の定住者を増やすための施策が中心であると見受けられるが、居住誘導区域には民間の賃貸住宅もあるため、まずは賃貸住宅に居住してもらい、その後、将来的に戸建に住めるようにしていき、段階的に居住誘導区域への定住促進策の様なものを検討すると、より居住誘導区域への定住人口を増やすことができると考える。」との意見を頂きました。

市といたしまして、居住誘導区域については、長期的な視点から緩やかに居住を促し定住人口を増やしていく区域であ

ることから、戸建て住宅や集合住宅など様々な形態の住宅を誘導していく考えでございます。

なお、意見の処理状況についてであります。市についても今後の施策検討の参考としていきたいと考えておりますことから、区分Eのその他、要望・意見等とさせていただきます。

以上で、パブリックコメントの結果に関する説明を終わらせていただきます。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日御了承を頂いたならば、9月に立地適正化計画の改定を行いますが、公表・運用開始から居住に関する届出制度が必要となってくることから、10月から全39連合自治会単位における地区別説明会の実施や関係団体や事業者などへ改定計画や事前周知を行った上で、平成31年3月末に計画の公表・運用を開始していきたいと考えております。

なお、本日、机上配布させて頂いております参考資料に地区別説明会の詳細な日程等を載せておりますので、合わせて御覧頂ければと思います。

資料の説明は以上でございます。御審議の程よろしく願います。

大森会長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

今回はパブリックコメントで2件の御意見がありましたが、計画等は5月の委員会で出てきたものと同じですか。

市街地整備課長 同じものでございます。

大森会長 他にございませんか。

特にないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、「原案どおり異存なし」とすることで御異議ございませんか。

各委員 異議なし

大森会長 それでは、議案第1号について、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

4.その他 続きまして、「その他」に移ります。  
本日は事務局から1件、

「(仮称)大谷スマートインターチェンジについて」の報告事項があります。

それでは御説明をお願いします。

上田書記

それでは、お手元にお配りした、「大谷スマートIC整備に係る都市計画手続き等について」を御覧ください。

まず、趣旨でございますが、本市における広域交通の新たな結節点となる(仮称)大谷スマートICの整備に向けまして、道路計画の具体化に合わせて、都市計画手続きに着手したことから、その概要について報告させて頂くものでございます。

1の整備目的でございますが、広域アクセス性の充実による市民や来訪者などの交通利便性の向上、救急救命活動への支援や防災機能の強化、さらには大谷地域を始めとする地域振興を図るため、東北自動車道と大谷街道交差部において、スマートICを整備するものでございます。

2のこれまでの経緯でございますが、平成27年にスマートICについて、国土交通省から連結許可を頂きまして、平成29年から道路の詳細設計を進めてまいりました。

そして、3の都市計画道路についてでございますが、その詳細設計の進展によりまして、設計の具体化に合わせ、安全で快適な都市生活、機能的な都市活動、産業活動を行う上で欠かせない施設として都市計画に明示し、計画的かつ着実に整備するため、今回都市計画に定めるものでございます。具体的には、大谷スマートIC上り線及び下り線、それに関連しまして、大谷街道等の幹線街路及び区画街路を一体的に都市計画に位置づけるものでございます。

ここで、カラー刷りの「別紙」を御覧ください。こちらに記載しましたのが、今回都市計画に定める路線を表したものでございます。左手が、東北自動車道からスマートIC下り線ということで、大谷街道に接続する本線部分、加えて右手が、市道2457号線から東北自動車道にアクセスする上り線を都市計画に定めるものでございます。併せて、東西にお示ししております宇都宮今市線と、市道2457号線についても、交通処理の円滑化を図るために幅員等の変更を予定しているものでございます。併せまして、この上り線と下り線に一体で整備されます、右側に横断図がございますが、側道につきましても、維持管理等、地域内の生活道路、大谷スマートICのアクセス性という観点から、スマートICと一体

的に道路の機能を発揮するものですから、今回この側道につきましても都市計画に定めるものでございます。

それでは、「その他」の方にお戻りください。4の今後の予定等でございますが、8月17日に道路設計の内容、都市計画手続きを進めていくことに関しまして、地元説明会を開催いたしました。非常に関心が高い事業ということで、説明会には176名の方に御出席頂いたところでございます。そして現在、8月17日から都市計画の構想について縦覧を実施しているところでございます。今後は、縦覧期間中に意見の公述の希望がある場合には、9月13日に公聴会を開催いたしまして、12月に案の縦覧、そして来年2月に都市計画審議会に諮問させて頂きまして、御意見を頂き、答申が頂ければ、来年3月、都市計画の決定・変更を予定しているところでございます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

大森会長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

上田書記 補足させてください。「別紙」の裏面を御覧ください。今回、左手に路線の位置図をお示したところですが、このスマートICの本線、上り線と下り線、そして関連する宇都宮今市線、こちらは広域的な道路として栃木県の都市計画決定の案件になります。宇都宮市の方で都市計画に定めますのは、市道2457号線、そして側道部分、こちらが宇都宮市決定ということで、2月の都市計画審議会でご審議頂きたいと考えております。

大森会長 委員の皆様から何かございますか。

森岡委員 県決定ということで、当然県とは調整しているとは思いますが、その調整の具合を教えてくださいと思います。

大森会長 御質問ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

上田書記 今回この都市計画の手続きに入るにあたりまして、栃木県と調整をさせて頂きながら、先日の説明会につきましても、栃木県と宇都宮市とで合同で開催したところでございます。



そして、県の都市計画審議会の予定も入れさせて頂きながら、県と引き続き連携して手続きを進めていきたいと考えております。

森岡委員 裏面の都市計画素案で、図面の④のところで、側道と本線の間空地があるのはなぜなのか、というのが一つと、下り線の⑥と⑦の間に囲まれた部分の面積はどのくらいで、この人たちへの説明の具合はどうか、また説明だけではなく、何か土地利用を考えてあげないといけないと思うので、その2点だけ確認をお願いしたいと思います。

大森会長 御質問ありがとうございます。事務局の方からお願いします。

上田書記 まず、側道本線の隙間が空いている部分については、調整池を整備する予定となっております。2点目に御指摘頂きました、本線に囲まれている民有地でございますが、こちらについては、説明会も行いまして、権利者の皆様には十分に説明をしながらやってきたところでございます。加えて今回の説明会は、地域に向けて説明をさせて頂きまして、こういった囲まれる部分についても、十分に説明はさせて頂いているところではございますが、今回御指摘頂いたようなこともあるかと思っておりますので、実際に事業の実施にあたりましては、事業課の方にも今の御意見を申し伝えた上で、事業を進めさせて頂ければと考えております。

事務局 事業を進めている中で、個別に権利者の皆様にも御説明をさせて頂いているような状況でありまして、御意見を伺いながら、計画の方に反映できるものについては、反映していくというような形で進めている状況です。

森岡委員 囲まれた土地は何ヘクタールぐらいですか。

事務局 確認しておきます。

森岡委員 ある程度広ければ圧迫感もないと思いますが、囲まれたところが狭いとかなりの圧迫感があるのではないかと思ったので、そこは十分、色々な手法があると思うので都市整備部含めて担当課でよく検討して、住民の負担にならないように検

討してください。

大森会長 スマート I C ができるということで、大谷の人々の利便性が高まり、周辺の交通の流れも大きく変わると思いますが、交通量は 1 日どのくらいを見込まれているのでしょうか。

上田書記 上りと下りを合わせて約 5, 0 0 0 台 / 日を想定しております。

都市整備部長 5, 0 0 0 台というのは新規需要ばかりではなくて、宇都宮 I C と鹿沼 I C からの転換交通、それとプラスアルファで地域の新規需要ということがあります。

上田書記 転換する交通量が約 4, 4 0 0 台で、誘発されるものが約 6 0 0 台とあるということで、計 5, 0 0 0 台を見込んでいるところであります。

大森会長 スマート I C ができることで、これまで大谷に来られなかった方が、新たに訪問される可能性があるということですね。御意見、御質問も出尽くしたようですので、以上とさせていただきます。  
事務局から他に何かございますか。

神山書記 特にございません。

大森会長 委員の皆様方から何かございますか。

各委員 特にございません。

#### 5. 閉会

大森議長 それでは、以上をもちまして「第 7 4 回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。御審議ありがとうございました。